

道路交通法が一部改正されました

飲酒運転等の罰則強化

飲酒運転を容認・助長等する行為も厳罰に

年末年始は、忘年会やお正月で飲酒の機会が増えます。「ちよつとくらいなら」「大丈夫だろう」と安易な気持ちでハンドルを握ることがあつてはなりません。

飲酒運転による重大事故は、被害者はもちろん加害者にも大変不幸なこととなります。また、自損事故や物損事故であっても運転免許の取り消しや職場の解雇など、大きな代償を支払うことになり、社会的地位をなくすことにもなります。

道路交通法の改正に伴い、運転するの知つていながら飲酒を勧めたり、飲酒した人に車を運転させたりした側にも、厳しい罰則が科せられることになりました。

また、刑法の一部改正により、車やバイクなどの運転で必要な注意を怠り人を死傷させた場合は「業務上過失致死傷罪」ではなく「自動車運転過失致死傷罪」でより厳しい罪に問われることになりました。さらに、故意に近い状態で悪質・危険な運転により人を死傷させると「危険運転致死傷罪」に問われます。

飲酒運転は犯罪です。地域で、職場で、家庭で、飲酒運転をしないさせないを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

<p>改正後</p> <p>3年以下の懲役または50万円以下の罰金</p>	<p>改正前</p> <p>1年以下の懲役または30万円以下の罰金</p>	<p>酒気帯び運転・過労運転等</p>	<p>飲 ん だ</p>	<p>改正後</p> <p>5年以下の懲役または100万円以下の罰金</p>	<p>改正前</p> <p>3年以下の懲役または50万円以下の罰金</p>	<p>酒酔い運転・麻薬等運転</p>
<p>最高懲役3年または最高罰金50万円</p>	<p>飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則</p> 	<p>酒類提供の禁止</p>	<p>乗 ら な</p>	<p>最高懲役5年または最高罰金100万円</p>	<p>飲酒運転をするおそれのある者に車両を提供した者に対する罰則</p>	<p>車両提供の禁止</p>